

21国際第567号

関税割当公表第63号

平成21年度下期の雑豆の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いているかないか又は割ってあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの（以下「雑豆」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成21年9月10日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

(1) 一般枠

ア 小 豆

イ えんどう及びそら豆

ウ いんげん豆及びその他の豆

(小豆、えんどう及びそら豆を除く。)

(2) 沖縄枠

雑 豆

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成22年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

- 1 一般枠 農林水産省大臣官房国際部国際経済課
- 2 沖縄枠 内閣府沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第1の1の(2)に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成21年10月1日(木)から同年10月9日(金)まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

雑豆の販売若しくは輸入を主たる事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人であって、当該物品について自ら輸入(「自ら輸入」とは、<注>に定義するものをいう。以下同じ。)をしようとする者で、次のいずれかに該当する者

1 一般枠

平成21年度上期の雑豆の関税割当てについて(平成21年4月1日付け関税割当公表第49号の2(20国際第1318号))に基づく関税割当てにより雑豆の輸入通関実績を有し、かつ、雑豆を自ら輸入することが確実であると認められる者であって、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が適当と認める者

2 沖縄枠

平成21年度上期の雑豆の関税割当てについて(平成21年4月1日付け関税割当公表第49号の2(20国際第1318号))に基づく関税割当てにより雑豆の輸入通関実績を有する者であって、雑豆を自ら輸入(沖縄県内に陸揚げすること。)し、かつ、沖縄県内において消費するために販売することが確実であると認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 雑豆の輸入通関実績表 1 部 (別記様式 1)
- 2 雑豆の販売実績・計画書 1 部 (別記様式 2)
- 3 雑豆を自ら輸入することが確実であることを証する書類 1 部 (別記様式 3)

第 7 割当基準

1 一般枠

- (1) 第 5 の 1 に該当する申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

ただし、平成21年度上期の雑豆の関税割当てについて（平成21年 3 月 11 日付け20国際第1241号関税割当公表第49号）の第 5 の 1 の (2) に該当して関税割当てを受けた者に対する割当数量は、1 申請者当たり 200 トンを限度として、申請数量を割り当てるものとする。

- (2) (1) の割当ては、第 1 の 2 の当該種類の豆の割当数量（別途公表）の比率をもって行うものとする。

2 沖縄枠

第 5 の 2 に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

第 8 関税割当証明書の発給

- 1 関税割当証明書の発給は、申請者が雑豆の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。
- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、売り惜しみや不当な価格引き上げを行った場合並びに第 10 の 4 に違反した場合には次回からの割当てを行わないことがある。

第 9 報告等

- 1 割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず、毎月8日までに輸入通関実績報告書1部（別記様式4）及び輸入・販売実績報告書1部（別記様式5）を、一般枠については生産局長に、沖縄枠については内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出するものとする。
- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、必要に応じその販売状況等の調査を行うこととする。

第10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

ただし、第5の2に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成18年7月31日付け18国際第488号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第5条）
- 5 沖縄枠により輸入される貨物は、必ず沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内の消費に向けること。
- 6 沖縄総合事務局長は、第5の2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省大臣官房国際部長に提出することができる。
- 7 雑豆に係る、関税割当制度に関する政令（昭和26年政令第153号）別表で

定める数量と第1の2の割当数量（別途公表）との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成21年11月30日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それを加えた数量）の割当てについては別途公表（第2次公表）する。

8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき「関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所」を「経済産業公報」及び「通商弘報」において公表する。

<注> 「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。

ただし、次の1及び2の場合については自ら輸入とみなす。

- 1 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（本公表に基づく申請者の資格を有すると認められるものに限る。）に委託して行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、生産局長に事前に報告のあったもの。
- 2 実需者からの要請により、本公表に基づき割当てを受けた者が共同で行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、生産局長に事前に報告のあったもの。

これらの報告は、1の場合にあつては「中小企業団体が委託して行う輸入」確認報告書（別記様式6）に、2の場合にあつては「割当てを受けた者が共同で行う輸入」確認報告書（別記様式7）により輸入申告までに行うものとする。

(別記様式1)

雑豆の輸入通関実績表

年 月 日
 会 社 名
 住 所 名
 代 表 者 名

(単位：トン、千円)

種 別	区 分	平成21年4月～9月				備 考
		関税割当てによるもの		関税割当てによらないもの		
		数 量	金 額	数 量	金 額	
小 豆	LDC以外					
	LDC					
	合 計					
えんどう	LDC以外					
	LDC					
	合 計					
そら豆	LDC以外					
	LDC					
	合 計					
いんげん豆及 びその他の豆	LDC以外					
	LDC					
	合 計					
合 計	LDC以外					
	LDC					
	合 計					

注：1. 数量については、小数点4桁まで記入すること。
 2. LDCとは、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特惠関税（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の2第1項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第25条第3項で定める国をいい、区分の欄「LDC」については、当該国から輸入された数量及び金額、「LDC以外」については、当該国以外の国から輸入された数量及び金額を記入すること。
 3. 用紙の大きさはA列4番（横長）とすること。

(別記様式2)

雑豆の販売実績・計画書

年 月 日
 会 社 名
 住 所
 代 表 者 名

(単位：トン、千円)

種 別	第 1 次 販 売						第 2 次販売		
	販 売		業 態	平成21年度上期		平成21年度下期		名 称	業 態
	名 称	住所 (電話)		数 量	金 額	数 量	金 額		
小 豆									
えんどう	計								
そら豆	計								
いんげん豆及 びその他の豆	計								
雑 豆	合 計								

- 注：1. 関税割当証明書に基づく販売実績及び販売計画を記入すること。
 2. 第2次販売先については、第1次販売先が小売業者又は最終需要者である場合は記載する必要はない。
 3. 「販売先の業態」については、問屋、製あん業者、商社（輸入業者）、取引所、フライビーンズ業者、製パン業者、缶詰業者、煮豆業者、その他の加工業者の別を記載すること。
 4. 第1次販売先別の国内販売の事実を証する書類（売買契約書、領収書、納品書等）を添付すること。
 5. 用紙の大きさはA列4番（横長）とすること。

(別記様式3)

雑豆を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項目				
(1) 社名				
(2) 登記簿上の住所 (建物名・階数等明記)				
(3) 実際の営業場所				
(4) 電話番号				
(5) 代表者	氏名	専従、非専従の別	非専従の場合 (兼職先の名称及び兼職先における役職名)	兼職先の雑豆の関税割当ての有無
(6) その他の役員		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
(7) 専従の職員数	名			
(8) 雑豆担当の役員及び職員氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(9) 株主構成 (持株数の順上位5名を記載)	氏名	持株数	持株数の総株数に占める比率	企業である場合には雑豆の関税割当ての有・無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
(10) 雑豆の輸入代金の決済方法 (1、2、3又は4のいずれかに○を付けること)	1 L/C	(開設銀行：開設依頼人：)		
	2 T/T			
	3 B/C			
	4 その他			

- (注) 1. 次に掲げる書類を各1部添付すること。
- ① 株式上場会社にあつては直近1カ年の有価証券報告書
その他の者にあつては登記事項証明書、事務所の不動産登記事項証明書又は賃貸契約書(写し)、雑豆を担当する役員及び職員の源泉徴収票の写し、納税申告書の写し(法令に定める添付書類を必ず添付すること。領収書等をもって代用することは認めない。)並びに直近1カ年の決算報告書(付属明細書を必ず添付すること。)
 - ② その他自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証することに参考となる書類
2. (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務の場合であっても非常勤かつ無給の場合は専従とみなす)。
 3. 株式上場会社にあつては(6)の欄は雑豆の輸入の担当役員を記入すること。
 4. 用紙の大きさは、A列4番(縦長)とすること。
 5. (6)については記入欄が足りない場合は別紙に記入すること。

※ 以上の記載内容は、平成21年度上期の関税割当申請時に提出したものと

ア 同じ

イ 異なる (ア又はイのいずれかに○を付けること。)

- ・アに該当する場合は、平成21年度上期の関税割当申請時に提出した添付書類であつて、その後(注)1.の書類の内容に変更のないものは(注)1.の書類の添付を必要としない。
- ・イに該当する場合は、変更箇所にアンダーラインを付すること。

(別記様式4)

雑豆の輸入通関実績報告書(年月分)

農林水産省生産局長 殿

年月日
会社名
住所

代表者記名押印又は署名

種別 (関税割当数量)	月	関税割当てによる輸入通関数量						関税割当てによらない輸入通関数量		
		当月			当月までの累計			LDC以外	LDC	計
		LDC以外	LDC	計	LDC以外	LDC	計			
小豆	10月									
	11月									
	12月									
ソ	1月									
	2月									
	3月									
えんどう	10月									
	11月									
	12月									
えんどう 及び そら豆	1月									
	2月									
	3月									
ソ	10月									
	11月									
	12月									
そら豆	1月									
	2月									
	3月									
いんげん豆及 びその他の豆	10月									
	11月									
	12月									
ソ	1月									
	2月									
	3月									

注: 1. 輸入通関数量については、LDC (別記様式1の注2参照) とそれ以外の国とに分けて小数点4桁まで記入すること。
 2. 沖繩県にあっては、農林水産省生産局長を内閣府沖繩総合事務局長とする。
 3. 用紙の大きさはA列4番(横長)とすること。

(単位: トン)

(別記様式5)

雑豆の輸入・販売等実績報告書 (年 月 分)

農林水産省生産局長 殿

年 月 日
会 社 名
住 所
代表者記名押印又は署名

担当者
電話番号

(単位：トン、千円)

種別・銘柄等	輸 入			販 売			在 庫			
	割当て・割当外の別	通関年月日	国名	数量	トン当たりCIF価格	販売先	数量	トン当たり売渡価格	種別・銘柄等	月 末 在 庫 量
小豆計									小豆計	
						()			うち、北米産小豆	
						()			うち、愛州産小豆	
						()			うち、中国産小豆	
						()			うち、天津小豆	
						()			うち、延辺小豆	
						()			うち、宝清小豆	
						()			うち、その他中国在来種	
えんどう計						()			えんどう計	
						()			そら豆計	
						()			いんげん豆等計	
						()			うち、白系	
						()			うち、大白芸豆	
						()			うち、赤系	
						()			うち、赤竹小豆	
合計									合計	

注：1. 「輸入」欄は、「割当て」(関税割当てによるもの)と「割当外」(関税割当てによらないもの)とに分けて記入すること。
 2. 「販売先」欄には、販売先の社名を記載し、()内には、問屋、製あん業者、商社(輸入業者)、取引所、フライベーンズ業者、製パン業者、缶詰業者、煮豆業者、その他の別を記載すること。
 3. 各品目の「計」及び「合計」欄には、通関年月日、国名、販売年月日及び販売先については記入する必要はない。
 4. 「在庫」欄には、輸入した雑豆(前月までに輸入したものを含む)のうち未販売の雑豆の月末在庫量を記入する。
 5. 沖繩産にあつては、農林水産省生産局長を内閣府沖繩総合事務局長とする。
 6. 用紙の大きさはA列4番(横長)とすること。

(別記様式6)

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

輸入委託者 団体名
代表者

「中小企業団体が委託して行う輸入」確認報告書

平成 21 年度下期の雑豆の関税割当てについて (平成 21 年 9 月 10 日付け 21 国際 567 号関税割当公表第 63 号) の<注>に基づき、中小企業団体の組織に関する法律 (昭和 32 年法律第 185 号) 第 3 条第 1 項に掲げる中小企業団体がその組合員に委託して行う輸入について、次のとおり取り纏めましたので、確認の上、報告します。

(明 細)

船 名
入港予定日
輸 入 港
税 関 官 署
総輸入数量

kg

(単位 : kg)

輸入業者名	関税割当証明書番号	中小企業団体が委託して行う輸入数量
合 計		

注：輸入数量については、小数点 3 桁 (小数点第 4 位を切捨て) まで記入すること。

※受付年月日

(別記様式7)

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

輸入実務執行代表者 会社名
代表者

「割当てを受けた者が共同で行う輸入」確認報告書

平成21年度下期の雑豆の関税割当てについて（平成21年9月10日付け21国際第567号関税割当公表第63号）の<注>に基づき、実需者からの要請により、割当てを受けた者が共同で行う輸入について、次のとおり取り纏めましたので、確認の上、報告します。

(明 細)

船 名
入港予定日
輸 入 港
税 関 官 署
総輸入数量

kg

(単位：kg)

輸入業者名	関税割当証明書番号	割当てを受けた者が共同で行う輸入数量
合 計		

注1：輸入数量については、小数点3桁（小数点第4位を切捨て）まで記入すること。

注2：「輸入実務」とは、輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為をいう。

※受付年月日